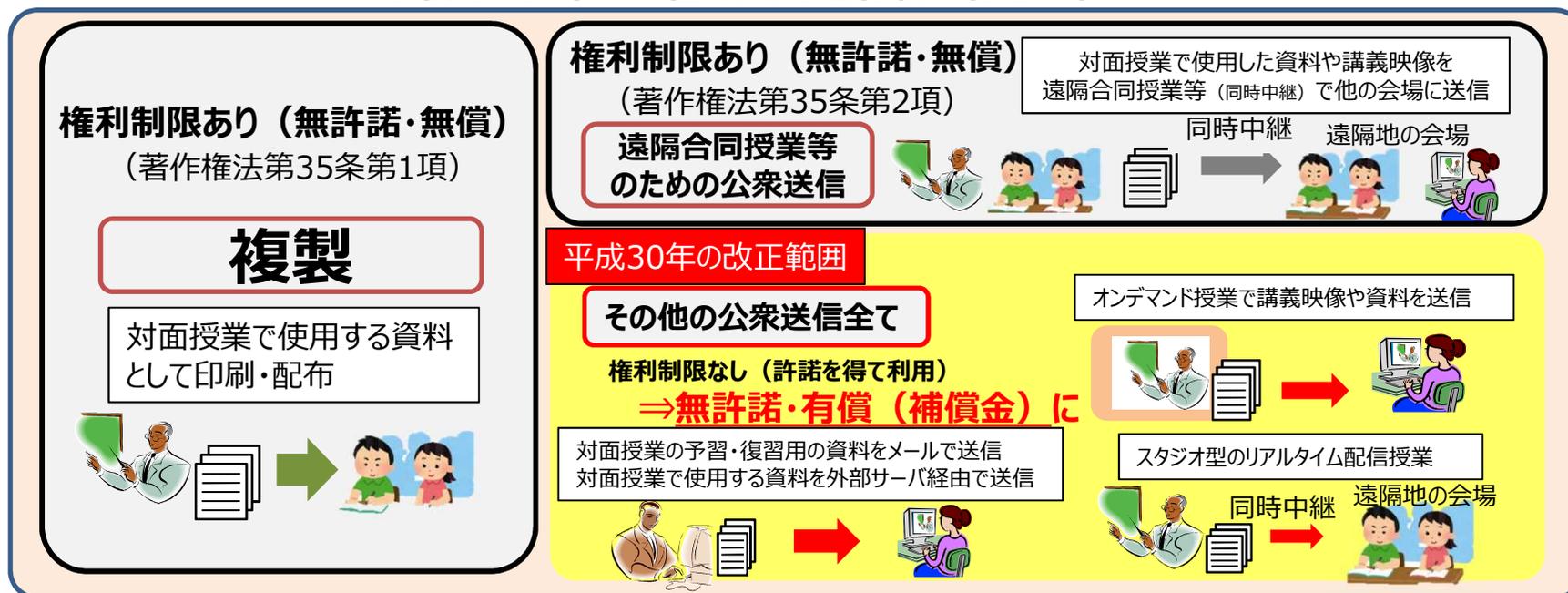


教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正し、「その他の公衆送信」について、補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
（第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（**令和3年5月24日**）までに施行とされている。）
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を指定。
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、当初の予定を早めて、**令和2年4月28日から施行**。
（4月16日に、関係者フォーラムで運用指針等を策定。4月24日に、**令和2年度に限って補償金を無償とすることを文化庁長官が認可**）

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」について

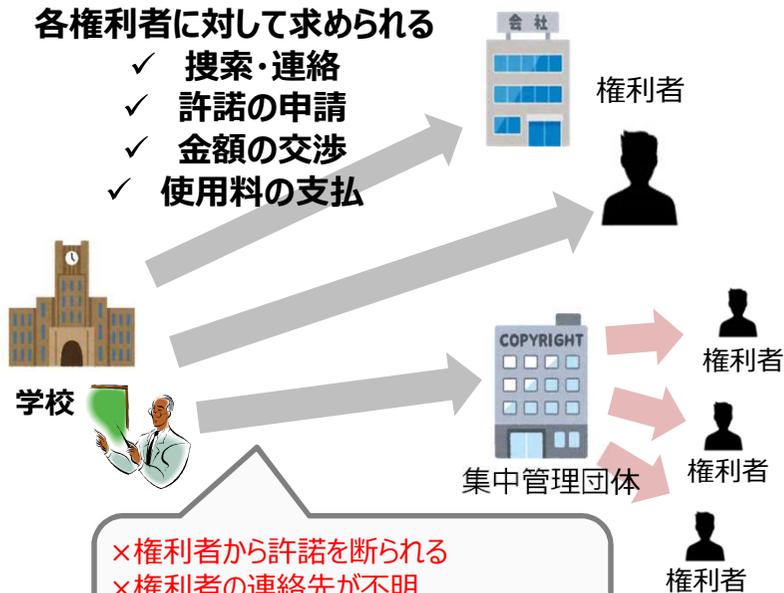
学校等の授業の過程における、**遠隔合同授業等以外の公衆送信**により著作物を利用する場合

改正前

著作物毎に、利用の都度許諾を得ることと対価を支払うことが必要

各権利者に対して求められる

- ✓ 検索・連絡
- ✓ 許諾の申請
- ✓ 金額の交渉
- ✓ 使用料の支払



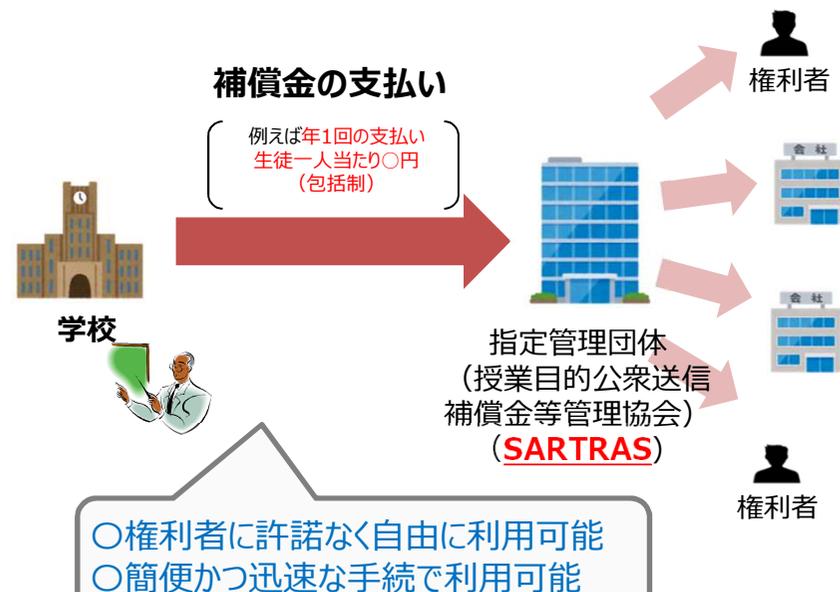
改正後

権利制限により、ワンストップの窓口で一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。

補償金の支払い

例えば年1回の支払い
生徒一人当たり〇円
(包括制)



授業目的公衆送信補償金制度の本格実施までの流れ

本格実施までのプロセス



補償金額の決定プロセス

